

## 第2回青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議 議事録

日時：令和4年4月15日（金）10：30～10：45

場所：第三応接室

### ○築田危機管理局次長

ただいまから、第2回青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議を開催します。本日の手話通訳者は、障害福祉課 山上美紀さんです。

はじめに、農林水産部長から発生状況等について報告いたします。

### ○赤平農林水産部長

それでは、お手元の資料に基づきまして、本県における高病原性鳥インフルエンザの発生と対応について御報告いたします。

まず、4月8日発生、一例目についてであります。1の対応状況としまして、(1) 殺処分は4月11日9時50分で終了しています。

(2) 鶏舎及び構内消毒につきましては、13日17時30分に消毒を終了しております。

(3) 埋却の進捗状況につきましては、溝を掘る作業につきましては10日12時に終了しています。現在、埋却地の消毒をしております、まもなく終了する見込みとなっております。

2の防疫措置完了の見通しですが、家畜保健衛生所の職員が発生農場の最終確認を実施の上、農林水産省に報告し、同省の了解を得て、本日、全ての防疫作業が完了する予定です。

続きまして、4月15日発生の二例目についてであります。

1の農場の概要ですが、一例目の近くの横浜町の農場で、飼養羽数は約11万羽となっております。用途は肉用鶏、畜舎数は18棟、このうち5棟が空いている状態、空舎となっておりますので、殺処分の対象は13棟ということになります。

2の経緯ですが、(1) 農場からの県への通報が14日12時50分、死亡家さんが増加しているとの情報がありました。

(2) 現地調査として、むつ家畜保健衛生所が立ち入りし、簡易検査を実施したところ、13羽中9羽で陽性が確認されたところです。

資料をめぐっていただきまして、(3) PCR検査につきましては、青森家畜保健衛生所において、13羽中9羽でPCR検査の陽性を、本日6時に確認しております。

(4) これを受け国が、県による簡易検査及び遺伝子検査の結果等に基づき、本日10時に高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と判定いたしました。

(5) 自衛隊への災害派遣要請についてであります。一例目につきましては、災害派遣の要請を行いました。二例目につきましては、殺処分が必要な羽数が約11万羽と一例目より約5万羽少ないこと、また一例目の経験を踏まえ、防疫作業や職員輸送体制の効率化を見込めることなどの状況を総合的に判断し、二例目に係る自衛隊の派遣要請は行わないものとし、

3の防疫対応についてです。(1) 資材の在庫の状況です。現在、ヘアキャップやポリ袋などの在庫が少ない状況であり、防疫作業と並行して調達を進めていきます。

(2) 発生農場の措置ですが、本日11時から殺処分を開始する予定です。殺処分及び埋却につきましては、着手後7日間程度を要する見込みとなっております。

(3) 周辺農場の防疫措置です。中段の参考の表を見ていただきまして、今回は移動制限区域が5農場、搬出制限区域が4農場という状況です。

(4) 消毒ポイントの設定ですが、一例目において既に3か所の消毒ポイントを設置済みですので、引き続き運用してまいります。加えまして、今回の発生農場周辺に緊急消毒ポイントを設置済みであります。

(5) 調査・検査につきましては、一例目と同様、国と県が協力して速やかに調査・検査

を行っていきます。内容的には前回と同様です。

資料をめくっていただきまして、情報の提供につきましても、基本的に前回と同様ですが、生産者に対して、本事案を踏まえ再度注意喚起を徹底していきます。

また、風評被害の防止についても、引き続き、感染した鶏肉及び鶏卵が市場に出回ることはないこと、また、我が国ではこれらを食べたことにより、人が鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていないことをPRしていきます。相談窓口は、継続して設置します。

また、定時の記者発表につきましても、4月16日土曜日から当面の間、毎日15時から県庁北棟2階において記者発表を行います。私からは以上です。

#### ○築田危機管理局次長

ここまでの説明に関しまして、御質問等ございますでしょうか。

それでは、本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします。

#### ○三村本部長

まず、指示事項であります。

ただ今、農林水産部長から説明がありましたとおり、4月8日発生農場の関連する農場において、新たに高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

一例目が終息する間に感染拡大したことは誠に残念ですし、防疫作業に携わった県職員、上北農村整備建設協会、横浜町をはじめ関係市町村、自衛隊員及び農林水産省の皆様的心情を察すれば、さぞかし落胆されていることと思います。残念です。

しかしながら、当該地域は、養鶏集積地ですので、何としても更なる拡大を食い止めなければなりません。準備が整い次第、速やかに防疫措置に着手し、早期の終息を目指してください。このため、以下の4点について、的確に対応するよう指示します。

一点目として、4月8日に続いての発生で、防疫対応に当たる職員の疲労が蓄積しております。このため、職員・作業員の健康管理と安全確保を第一に対応していただきたい。

二点目として、関係部局が緊密に連携し、全庁挙げた対応により、徹底した防疫措置を着実に進め、ウイルスを封じ込めること。

三点目として、現場の状況をしっかりと把握して、県民の皆様方に正確な情報を迅速に伝えること。

四点目として、家きんの飼養者に対して、発生防止に向けた飼養衛生管理の徹底を改めて指導すること。

以上、対応に万全を期してください。よろしくお願いいたします。

続いて、県民の皆様方に御報告を申し上げます。

4月8日に発生した高病原性鳥インフルエンザの関連農場において、残念ながら新たな発生事例が確認されました。

前回の事例と同様に、防疫措置を着実に進めるとともに、感染拡大防止に万全を尽くしていきます。

発生農場は、肉用鶏を生産しており、感染のおそれのある鶏肉は市場に流通していません。また、我が国では、これまで家きんの肉及び卵を食べたことにより、鳥インフルエンザが感染した事例は報告されていないので、県民の皆様方には、これまでどおり、県産の鶏肉、卵の御愛用につきましては、本当に心からお願い申し上げる次第であります。

なお、家きんの飼養者の皆様方におかれましては、引き続き、飼養衛生管理を徹底して、発生防止対策に万全を期すとともに、特に、早期発見・早期通報を徹底していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### ○築田危機管理局次長

以上をもちまして、本日の本部会議を終了します。ありがとうございました。